

令和 2 年度
朝霞市行政評価
(外部評価)
結果報告書

令和 2 年 8 月

朝霞市外部評価委員会

目 次

1	外部評価の概要	1
2	外部評価委員会の位置付け	3
3	外部評価委員会の構成	3
4	外部評価の評価対象	4
5	評価	9

参考資料

I	朝霞市外部評価委員会条例	20
II	委員名簿	21
III	審議経過	21

1 外部評価の概要

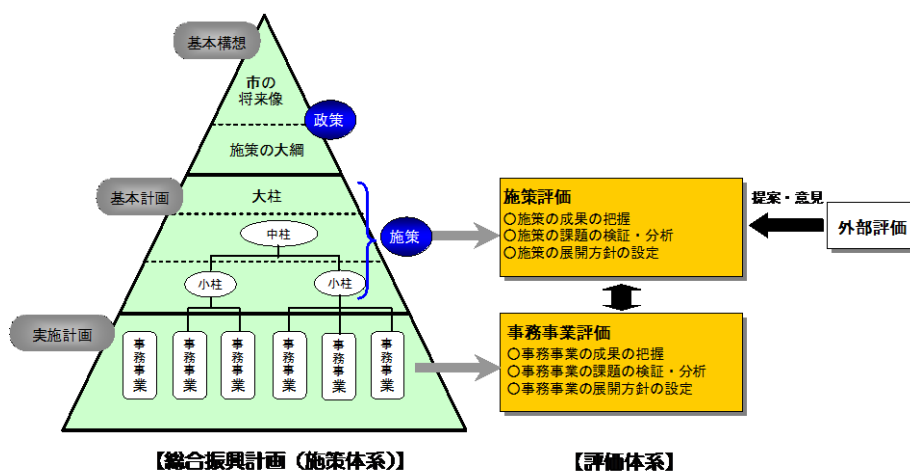
朝霞市では、行政活動によって生み出された成果を検証し、その結果を次の活動に結びつけるため、平成19年度から行政評価制度を段階的に導入してきました。

そして、市が実施する行政評価の透明性と客観性を確保するため、平成22年度から「朝霞市外部評価委員会」を設置し、市で行った自己評価について外部の視点から検証を行っています。

①評価対象

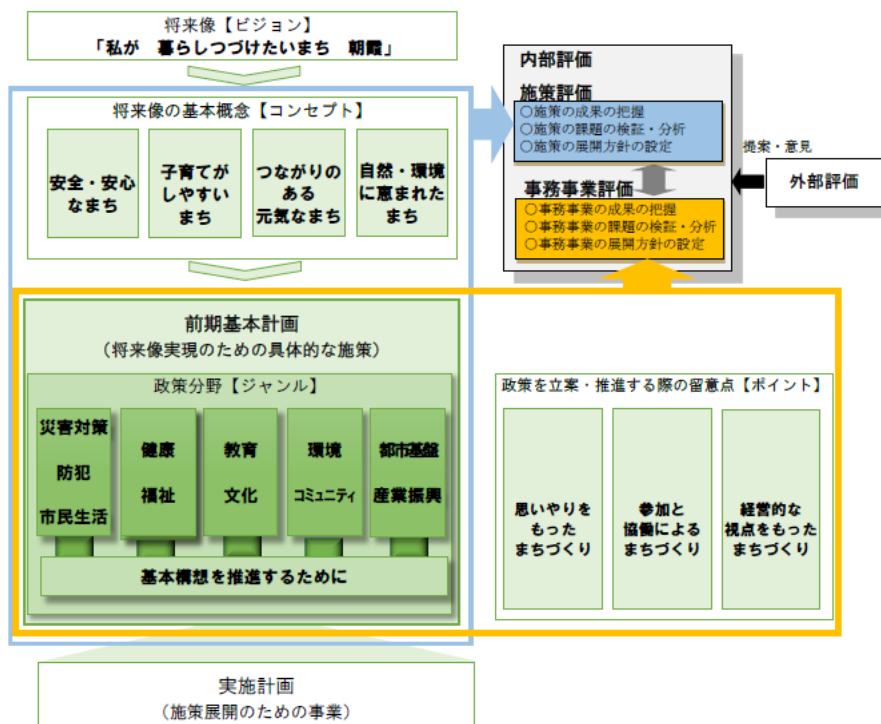
- ・平成23年度から平成27年度まで

第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画の計画期間（平成23年度～平成27年度）に95の施策全てに対して評価を行いました。



- ・平成28年度から

第5次朝霞市総合計画前期基本計画の将来像の基本概念（コンセプト）ごとに施策の評価を行っています。



【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

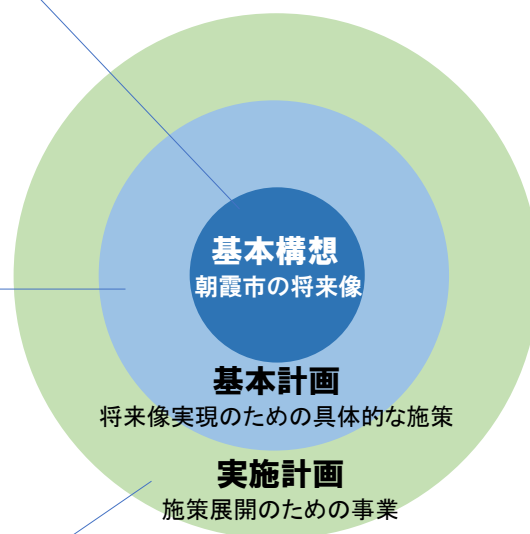
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

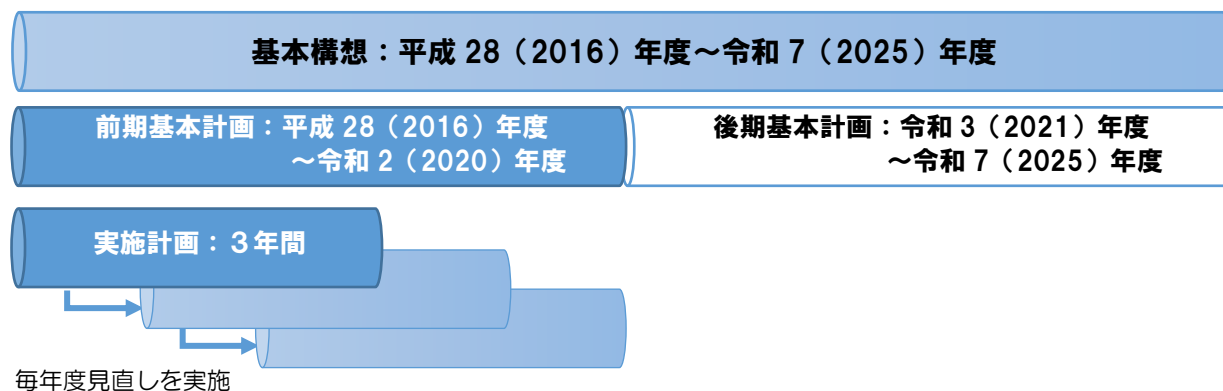
前期：平成 28（2016）年度から
令和 2（2020）年度まで

後期：令和 3（2021）年度から
令和 7（2025）年度まで

実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】

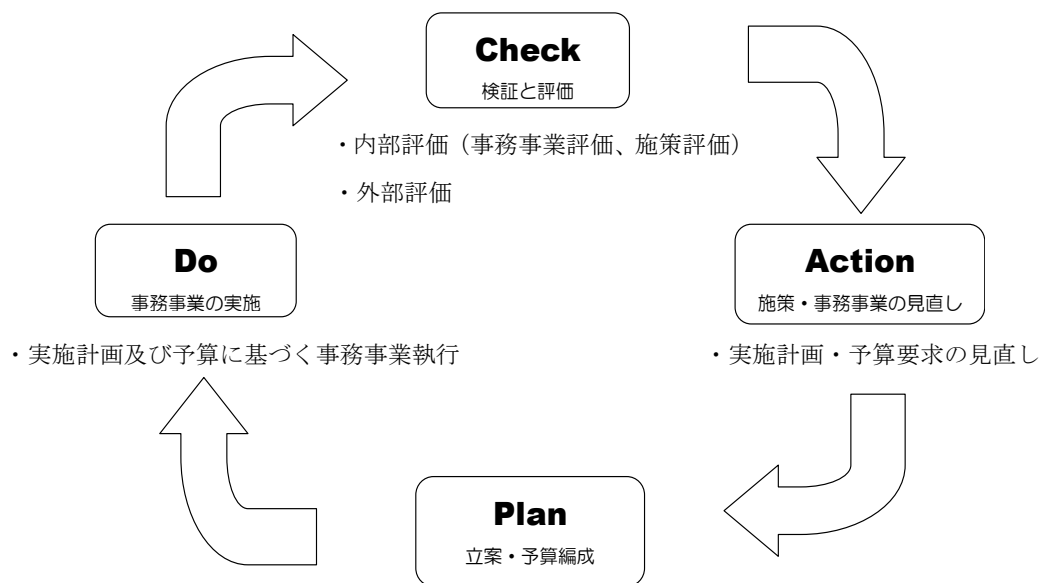


※第5次朝霞市総合計画P.3より抜粋

②評価結果

市が実施する内部評価に、外部評価を加えたPDCAサイクルを構築するため、評価を4月頃から8月頃にかけて実施し、評価のまとめとして所見を市に提出します。提出された所見を踏まえて、次年度以降の実施計画を策定するとともに、事務事業を実施していくことをねらいとしています。

朝霞市の行政評価制度（PDCAサイクル）



2 外部評価委員会の位置付け

外部評価委員会は、市が実施した施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

3 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、市議会議員、知識経験のある方、市民公募委員の合計10人で構成する第三者評価機関で、それぞれの立場から専門性や生活者としての視点を生かして評価を行っています。

4 外部評価の評価対象

第5次総合計画の将来像の4つの基本概念（コンセプト）と5つの政策分野（ジャンル）を支える「基本構想を推進するために」に位置付く施策を評価対象としています。

●将来像の基本概念（コンセプト）

安全・安心なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 人にやさしいまちへ		
1	誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保	やさしさに配慮した道づくり (521)
		まちの骨格となる道路づくり (522)
		特性に応じた市街地づくり (541)
2	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	まちの骨格となる道路づくり (522)
		良好な交通環境づくり (523)
		全ての人にやさしいまちづくり (552)
◆ 2 支え合う心で安全・安心なまちへ		
1	地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備	まちの骨格となる道路づくり (522)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
2	集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策	まちの骨格となる緑づくり (531)
		公共下水道の整備 (543)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
3	上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策	まちの骨格となる緑づくり (531)
		上水道の整備・充実 (542)
		公共下水道の整備 (543)
		災害や犯罪に強いまちづくり (551)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営 (654)
4	防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進	防災対策の推進 (111)
5	市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援	防災対策の推進 (111)
		地域防災力の強化 (112)
		防犯のまちづくりの推進 (121)
		消費者の自立支援の充実 (122)
		良好な交通環境づくり (523)
		まちの骨格となる緑づくり (531)
6	警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携	消防体制の充実 (113)
		防犯のまちづくりの推進 (121)
		良好な交通環境づくり (523)
		問題解決に向けた支援体制の充実 (622)

7	社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援	子どもたちが健やかに育つ環境づくり (212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり (213)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援 (221)
		自立のためのサービスの確立 (222)
		安全・安心な生活ができる環境の整備 (223)
		共生社会の実現 (231)
		地域における自立生活支援 (232)
		自立した社会生活・就労支援 (233)
		地域福祉の推進 (241)
		全ての人にやさしいまちづくり (552)
		男女平等が実感できる生活の実現 (612)
		人権教育・啓発活動 (621)
8	市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営	自立のためのサービスの確立 (222)
		社会保障制度の運営 (242)

●将来像の基本概念（コンセプト）

子育てがしやすいまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 子育てしやすいまちへ		
1	妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実	幼児期等の教育と保育の充実(211)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
◆ 2 子どもたちがいきいきと育つまちへ		
1	全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		子育て家庭を支えるための環境づくり(213)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
3	虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進	子どもたちが健やかに育つ環境づくり(212)
		青少年の健全育成の充実(214)
		朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		確かな学力と自立する力の育成(312)
		人権教育・啓発活動(621)
4	障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実	朝霞の次代を担う人材の育成(311)
		質の高い教育を支える教育環境の整備充実(313)
		学校・家庭・地域が連携した教育の推進(314)

●将来像の基本概念（コンセプト）
つながりのある元気なまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 つながりのあるまちへ		
1	自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成	コミュニティ活動の推進(431)
		活動施設の充実(432)
2	生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進	生涯学習活動の推進(321)
		学習しやすい環境整備の充実 公民館(322)・図書館(323)・博物館(324)
		スポーツ・レクリエーション活動の推進(331)
		スポーツ施設の整備充実(332)
		芸術文化の振興(342)
		男女平等の意識づくり(611)
		人権教育・啓発活動(621)
3	NPOなど市民活動団体への支援	市民活動への支援(441)
		市民活動環境の充実(442)
		市民参画と協働の推進(642)
4	多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進	人権教育・啓発活動(621)
		外国人市民が暮らしやすいまちづくり(631)
		多文化共生への理解の推進(632)
5	コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実	良好な交通環境づくり(523)
◆ 2 元気なまちへ		
1	高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援	健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
2	いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上	安心できる葬祭の場の提供(123)
		健康・生きがいづくりと介護予防の支援(221)
		自立のためのサービスの確立(222)
		安全・安心な生活ができる環境の整備(223)
		地域における自立生活支援(232)
		全ての人にやさしいまちづくり(552)
3	健康づくりの取組の充実	健康づくりの支援(251)
		保健サービスの充実(252)
		医療体制の充実(253)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
4	消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化	魅力ある商工業機能の形成(571)
5	起業家や中小企業への効果的な支援	産業育成のための連携強化(561)
		起業・創業の支援(562)
		中小企業の経営基盤の強化(572)
6	雇用機会の創出と労働環境の充実の支援	勤労者支援の充実(581)
		雇用の促進(582)

●将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

政策づくりに当たって重視すべき事項		施策（総合計画コード）
◆ 1 自然・環境がいきるまちへ		
1	自然と調和した適正な土地利用の促進	市街地の適正な利用(511)
		市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）(512)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
2	市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用	住みよい環境づくりの推進(411)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
3	地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出	まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		まちの魅力を生み出す景観づくり(533)
		都市農業の振興(573)
4	環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり	住みよい環境づくりの推進(411)
		環境教育・環境学習の推進(414)
		まちの骨格となる緑づくり(531)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
5	循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進	循環型社会の推進(412)
		低炭素社会の推進(413)
		ごみの減量・リサイクルの推進(421)
		ごみ処理体制の充実(422)
		うるおいのある生活環境づくり(532)
		循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり(534)
◆ 2 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ		
1	朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護	歴史や伝統の保護・活用(341)
2	恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成	芸術文化の振興(342)
		地域文化によるまちづくり(343)
3	まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信	歴史や伝統の保護・活用(341)
		地域文化によるまちづくり(343)
		シティ・セールス朝霞ブランドの育成(591)
		シティ・プロモーションの展開(592)

●「基本構想を推進するために」

市民参画・協働、行財政

大柱		施策（総合計画コード）
1	市民参画・協働	参画と協働の仕組みの検討(641)
		市民参画と協働の推進(642)
		情報提供の充実と市民ニーズの把握(643)
2	行財政	総合計画の推進(651)
		まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(652)
		公平・適正な負担による財政基盤の強化(653)
		公共施設の効果的・効率的な管理運営(654)
		適正かつ効率的な行政事務の遂行(655)
		機能的な組織づくりと人材育成(656)

5 評価

上記の施策について、施策評価結果（内部評価）や市民満足度アンケートの結果、担当課との質疑応答などを踏まえ、本委員会の評価として所見を次頁以降に取りまとめました。今後の施策の実施に当たっては、本所見を生かして推進されることを望むものです。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

※第5次朝霞市総合計画 P. 35 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 人にやさしいまちへ

- ・道路行政の仕組みと制約条件を説明した市民にもわかりやすい資料を調製し、市民に周知する手段を工夫してほしい。
- ・道路用地を取得する段階でセットバックなどの対策ができるように工夫してほしい。
- ・国道、県道、市道の指定の現状を示す路線地図をHPに掲載してはどうか。
- ・市民満足度が低い。情報提供について工夫が必要である。市が対応できることとできないことについて、かみ砕いて具体的に市民に伝わるように情報提供してほしい。
- ・利便性向上やまちの活性化のため、朝霞台駅及び北朝霞駅駅上の活用とエレベーター設置を進めてほしい。

◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・紙媒体だけでは、いざというときにハザードマップを確認できないことがある。HPで見られることはよいと思う。
- ・ハザードマップの対象地域に居住されている高齢者が早めに避難できるような仕組みを工夫すべき。
- ・高齢者はすぐに逃げられない。防災無線が聞こえづらかったり、電話も難しかったりする。高齢者への情報提供のあり方と対策を検討するべきである。
- ・朝霞市避難行動要支援者台帳に登録しているにもかかわらず、有事に連絡がこない方がいた。ルールを定め、支援できる体制を整えるべきである。
- ・防災についてのボランティアを募ってみてはどうか。
- ・浸水想定区域だということがわかるように、該当区域のまち中に表示をすべき。
- ・緑の確保と防災の観点から、公園がないエリアに公園をつくる努力をしてほしい。
- ・公共施設及び水道管の老朽化については、計画的に対応していると承知しているが、その概要を市民に周知してほしい。
- ・心身の障害をお持ちの方への就労支援を充実させてほしい。

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・ 妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・ 全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・ 急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・ 障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

外部評価委員会からの所見

◆ 子育てしやすいまちへ

- ・母子の健康を保健師が把握するために保健センター内の子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付しているが、北朝霞方面に住んでいる市民も利用しやすいように工夫すべき。

◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・教員の研修をさらに深め、教員の質を高められるように期待している。
- ・子どもの通学路に防犯カメラを設置することの有効性は各地でも確認されている。少しずつでも通学路に朝霞市で防犯カメラを設置、管理できるように他市の状況、効果を研究しつつ検討を進めてほしい。
- ・感染症の現状等を踏まえ、教育環境を整えられるように対策を進めてほしい。
- ・今後もいつ感染症等の疾病が流行するかわからない。朝霞市の教育が遅れないように準備を進めてほしい。タブレット端末等が生徒全員に行き届くように進めてほしい。
- ・全国大会を目指す教師が赴任するだけで部活動が強くなった例がある。よい指導者に会うことは、子どもにとってとても重要なことである。生徒が自分から指導者と出会えるような仕組みがあるといい。
- ・虐待は増加の傾向を示している。引き続き関係機関と連携し、啓発や対策を進めてほしい。
- ・学校運営協議会は全校に設置し、家庭や地域と連携を密にしてほしい。

将来像の基本概念（コンセプト）

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていく必要があります。

また、近くのにぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆ 元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

※第5次朝霞市総合計画 P. 37 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ つながりのあるまちへ

- ・ 地域の実態把握、自治会の問題が行政に取り上げられるというシステムが機能していないのではないか。時代の変化を踏まえ、インターネットベースの地域コミュニティについての検討を始めてほしい。
- ・ 公民館等の空きスペースを自習スペースとして利用促進してほしい。
- ・ 全体的に言えることだが、市民満足度の点数を踏まえ、内部評価の点数を上げてほしい。
- ・ 公民館、図書館、博物館等の連携について、どのような成果が出るか期待している。
- ・ NPOとの連携の強化を図ってほしい。
- ・ 市民満足度の点数を踏まえ、引き続き施策を推進してほしい。
- ・ 公共交通空白地区の改善について、積極的に取り組んでほしい。また、市民に分かりやすく周知してほしい。
- ・ 高齢者が移動しやすくなるような、施策を推進してほしい。

◆ 元気なまちへ

- ・ 健康寿命の延伸を施策の目標として積極的に掲げてほしい。
- ・ 検診について啓発を行っているということだが、受診率が上がることを期待している。
- ・ 商店街に対する財政支援をしてもあまり状況が変わっていない。商店街の支援の在り方について、思い切った決断をすべき。事業者がどう応えるかも重要である。
- ・ 経済環境は時代により大きく変化するので、引き続き起業家や中小企業への支援に努めてほしい。

将来像の基本概念（コンセプト）

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・ 地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出
- ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

※第5次朝霞市総合計画 P. 38 より抜粋

外部評価委員会からの所見

◆ 自然・環境がいきるまちへ

- ・子どもと高齢者が自然に交流できる場としての公園の活用方法について工夫してほしい。
- ・ボール遊びができる公園から遠い場所に住む子どもが、学校の校庭を利用できるように、該当の学校現場と協議して前向きな取り組みを検討し、広く周知してほしい。
- ・景観づくりについては、具体的にどのような戦略で進めるか、具体的成果をどう設定するのかという問題意識を持っていただきたい。
- ・引き続き典型7公害に関する苦情を解決できるように努めてほしい。
- ・低炭素についての朝霞市の取組は評価しているが、さらに踏み込んで啓発活動に力を入れてほしい。
- ・市内の緑地がどれくらい炭素の低減に寄与するか、具体的な成果が見えるような情報発信に努めてほしい。

◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・朝霞市の郷土芸能や年中行事等について、市民が触れる機会が増えるとよい。博物館等での活動を続けていくとともに、人が集まるイベントなどで、PRをしてはどうか。
- ・学校と連携し、生徒だけではなく、親子で博物館等へ行くプログラムをつくってはどうか。
- ・「むさしのフロントあさか」を他の市と区別し、朝霞市をPRするために積極的に利用し、市民と共有し、成果を上げていただきたい。

基本構想を推進するために

市民参画・協働

- (1) 参画と協働の仕組みの検討
- (2) 市民参画と協働の推進
- (3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

行財政

- (1) 総合計画の推進
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- (3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (4) 公共施設の効果的・効果的な管理運営
- (5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (6) 機能的な組織づくりと人材育成

外部評価委員会からの所見

◆ 市民参画・協働

- ・市民自らが他市の方へ朝霞市をPRしたくなるような情報提供ができる仕掛けを工夫し、市民に周知してほしい。
- ・朝霞市は、広報誌、HP、SNS等で、情報発信を十分にしているし、情報発信の内容も工夫していると思うが、受け手の側も自分で広報誌に目を通したり、HPを見たりする必要がある。
- ・受け手側が情報を受信しないと、発信していないのと同じことになってしまうので、受け手の立場に立った情報発信をしてほしい。
- ・SNSなどで普段目にする情報の大部分はコマーシャル、つまり商業的に発信しているものである。しかし、行政が発信する情報はそれとは異なり、暮らしそのものである。自分が暮らしていく上で必要な行政情報への接し方について、住民側の認識が不足しているし、市側も対応できていない。
- ・住民同士の付き合いが希薄になる中、行政がどのようにカバーしていくかが求められている。自分の暮らしにとって、行政がどうあるべきか、どう役立てるかを、住民へ問いかける仕組みが必要。

◆ 行財政

- ・ICTについて、行政は社会に遅れをとっている。住民にとって、朝霞市で暮らすことが効率的で安全であると考えていただくために、ICTサービスの推進の波に遅れをとらず、県と一緒に積極的に取り組んでいただきたい。
- ・デジタルに負けない人づくりが必要である。
- ・ICTについて、取り組めることから順次進めていく必要がある。
- ・デジタル化を含め、時代の変化が激しい中で人材育成は重要になっていく。朝霞市としても職員の育成の重要性を認識し、前向きに取り組んでいると見受けられるので、引き続き人材育成を進めてほしい。

参考資料

I 朝霞市外部評価委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市外部評価委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が実施する行政評価の透明性及び客観性を確保するため、朝霞市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市が実施した施策評価の結果の検証並びに意見及び提案を行うこと。
- (2) 行政評価制度の改善について、提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委 員	大橋 正好	市議会議員
委 員	小池 貴訓	市議会議員
副会長	長谷川 清	知識経験者
会 長	花輪 宗命	知識経験者
委 員	藪塚 耕二	知識経験者
委 員	山中 健一	知識経験者
委 員	井口 友子	公募市民
委 員	陶山 宣明	公募市民
委 員	野中 順子	公募市民
委 員	船田 美華	公募市民

※選出区分ごとに五十音順 敬称略

Ⅲ 審議経過

日 程	場 所	概 要
第1回 令和2年7月14日	市役所別館2階 全員協議会室	・委嘱 ・外部評価「安全・安心なまち」
第2回 令和2年8月4日	市役所別館2階 全員協議会室	・外部評価「子育てがしやすいまち」 ・外部評価「つながりのある元気なまち」
第3回 令和2年8月19日	市役所別館2階 全員協議会室	・外部評価「自然・環境に恵まれたまち」 ・外部評価「基本構想を推進するために」